

株主各位

2016年12月15日

株式会社オロ

代表取締役社長 川田 篤

## 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 28 年 12 月 15 日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 31 日をもって当社普通株式 1 株を 5,000 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を平成 28 年 12 月 30 日と定めましてので公告いたします。

以上

■本件に関するお問い合わせ先

株式会社オロ 広報担当

TEL : 03-5724-7001 / Mail : info@jp.oro.com